

生活排水処理基本構想見直しについて

1 下水道事業の現状と課題

(1) 生活排水処理基本構想の沿革

ア 「久留米市生活排水処理基本構想」 策定

平成 20 年に効率的で計画的な生活排水処理事業を推進することを目的として策定。

イ 「久留米市生活排水処理基本構想」 検証

平成 27 年には、汚水処理 10 年概成を目指した新たな国のマニュアル「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (H26.1)」に基づき構想を検証。従前と同様の結果であり、改定は行っておりません。

平成 16 年度	1 市 4 町 広域合併
平成 20 年度	「久留米市生活排水処理基本構想」 策定
平成 26 年度	地方公営企業法適用 企業会計へ移行
平成 27 年度	「久留米市生活排水処理基本構想」 検証

(2) 計画概要

公共下水道の未普及地域の整備については、平成 20 年策定の「生活排水処理基本構想」に基づき行っており、整備の最終年度は令和 15 年度を予定しています。

久留米市生活排水処理基本構想における整備計画

事業	地区名	完了予定年度
公共下水道	旧久留米・北野・城島	令和 8 年度
	田主丸・三潴	令和 15 年度
農業集落排水	田主丸・北野	平成 9～26 年度整備済み
合併処理浄化槽	全市域	令和 15 年度

※ 合併処理浄化槽事業について、城島地区では特定地域生活排水処理事業（市町村設置型）、その他の地区では合併処理浄化槽設置助成事業（個人設置型）となっています。

久留米市 生活排水処理状況（令和 3 年度末）

事業名	現況		将来 (R15) ※	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
公共下水道	262,379	86.8	292,000	94.2
農業集落排水	5,180	1.7	6,700	2.2
合併処理浄化槽	24,195	8.0	11,300	3.6
未処理	10,368	3.4	0	0.0
合計	302,122	(96.6) 100.0	310,000	100.0

現在の汚水処理人口普及率
(国の概成基準 95%)

※ 「平成 20 年 久留米市生活排水処理基本構想」の将来値

(3) 下水道事業並びに各汚水処理における課題

現在の事業環境において、直面する以下のような課題の改善・解決を図るため、最適な汚水処理手法による汚水処理人口普及 100%と持続可能な健全経営を図る必要がある。

ア 公共下水道事業

- ・人口減少社会などにおける使用料収入の減少
- ・整備費用の増加と接続家屋の減少
- ・老朽化した施設・管路等に係る維持管理費の増大
- ・令和 8 年度経常損益の赤字及び令和 9 年度内部留保資金の枯渇

イ 農業集落排水事業

- ・今後の処理場老朽化への対応

ウ 合併処理浄化槽事業

- ・地域により、負担に差のある二つの異なる制度

エ 各汚水処理手法により異なる個人負担

2 生活排水処理基本構想見直しの考え方

(1) 基本方針

ア 公共下水道整備に係る見直しを行う

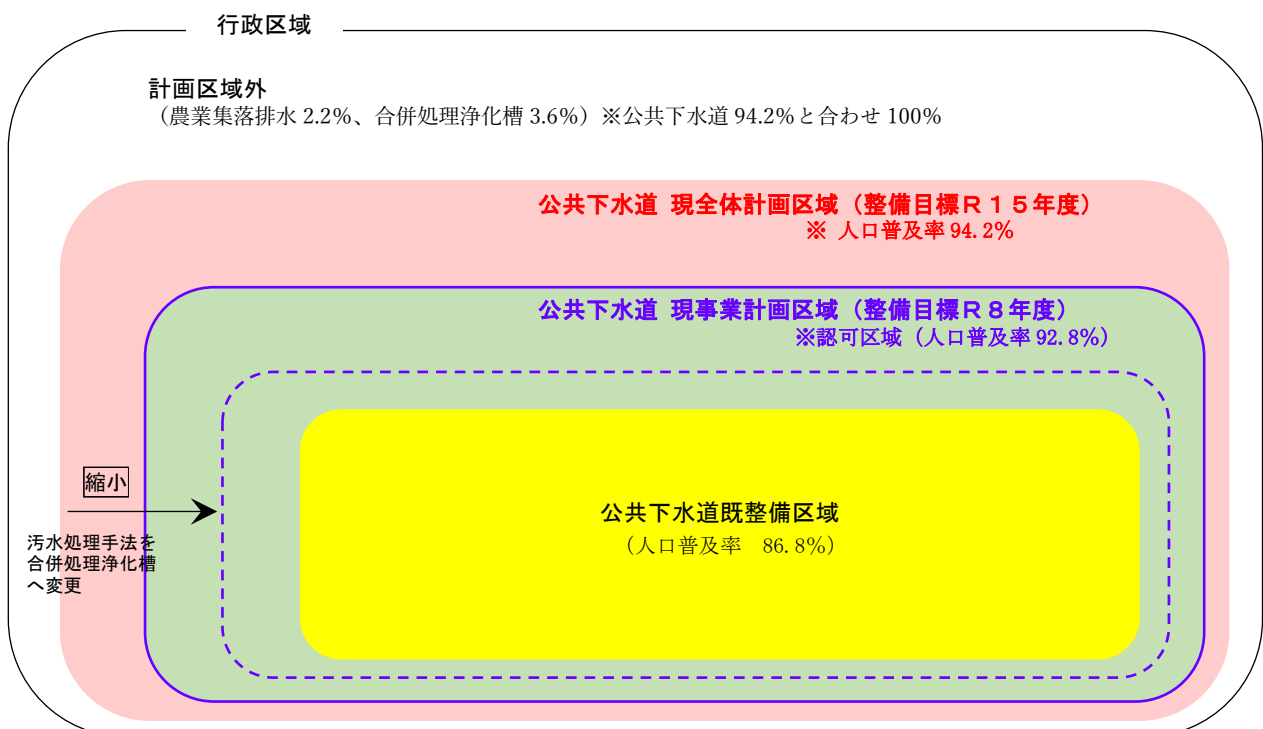
下水道事業の健全経営

- ・下水道整備区域並びに整備期間の見直し
- ・見直し区域への対応を含めた、合併処理浄化槽補助制度の見直し

イ 農業集落排水事業について、公共下水道での受け入れが可能か検討を行う

ウ 「市町村設置型浄化槽」と「個人設置型浄化槽」の浄化槽制度について、統一も含めた制度の検討を行う

【公共下水道区域見直しのイメージ】



(2) 公共下水道整備エリア見直しの対象 【別紙 ①】

全体計画・認可状況 (R5年度まで整備済として算出した面積)

	旧久留米 (S47.5~)	田主丸 (H20.4~)	北野 (H21.4~)	城島 (H27.4~)	三潴 (H27.4~)	全体
全体計画面積	4,839ha	516ha	483ha	198ha	445ha	6,481ha
現認可面積	4,795ha	405ha	474ha	198ha	304ha	6,176ha
未認可面積	44ha	111ha	9ha	0ha	141ha	305ha

縮小エリア

整備状況 (R5年度まで整備済として算出した面積)

対象面積	4,795ha	405ha	474ha	198ha	304ha	6,176ha
R5までの整備予定面積	4,611ha	288ha	393ha	134ha	138ha	5,564ha
面整備率	96.2%	71.1%	83.0%	67.4%	45.3%	90.1%
未整備面積	184ha	117ha	81ha	64ha	166ha	612ha
整備不可面積(河川+軌道敷等)	-61ha	0ha	-23ha	0ha	0ha	-84ha
差し引き未整備面積	123ha	117ha	58ha	64ha	166ha	529ha

見直し対象エリア

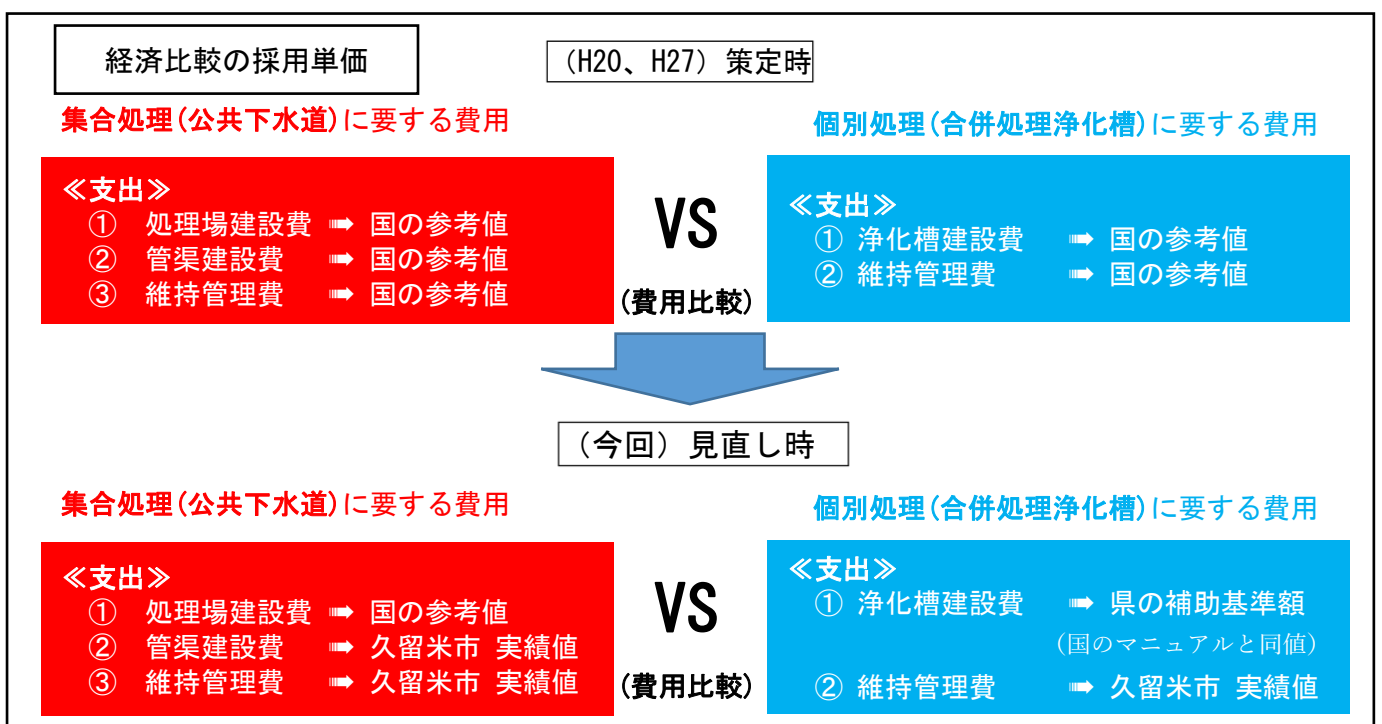
(3) 公共下水道整備エリア見直しの考え方

ア 基本的な考え方

今回の見直しにおいては、「都道府県構想策定マニュアル」に従って、未整備区域について検討単位区域ごとに個別処理（浄化槽）と集合処理（下水道）の建設費・維持管理費用比較を行い、個別（浄化槽）・集合（下水道）の処理区域の見直しを行う。

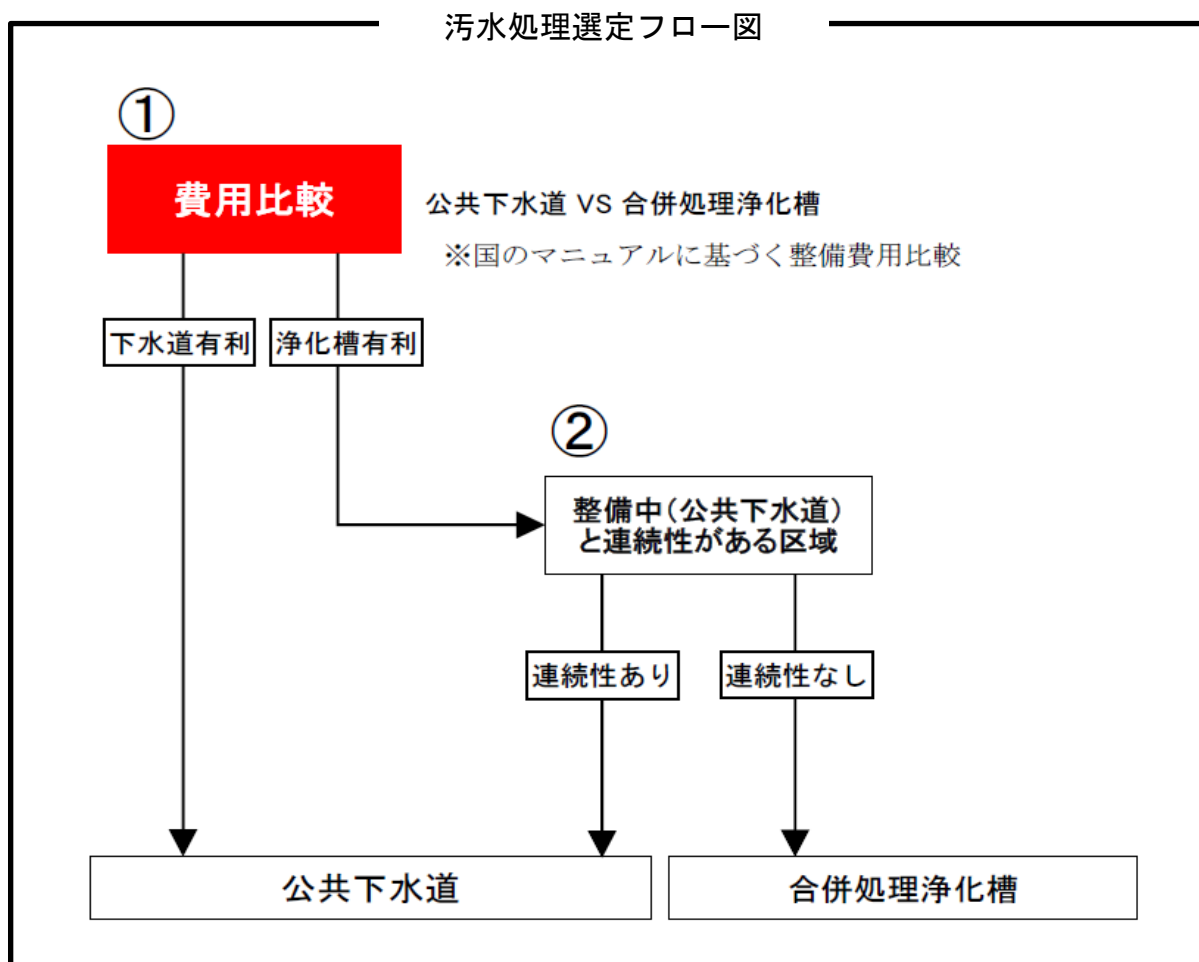
イ 経済比較における採用単価

今回の見直しにおいて、平成20年・平成27年と違う点は、久留米市の実情に合わせて、実績による整備単価を用い比較を行う。



ウ 汚水処理手法の選定

前記の費用比較を基本とするが、現在の整備については令和8年度までの事業認可を受けており、整備中エリアとの連続性も考慮し、汚水処理手法の選定を行う。



3 区域見直しによる課題

① 下水道と浄化槽の個人負担額の差

個人負担額を比較した場合、浄化槽の個人負担が大きいことから、区域見直しにより汚水処理普及が鈍化する。

② 下水道と浄化槽のイメージの差

公共下水道の方が、公衆衛生・水質の保全の面で優位であるというイメージがあるため、浄化槽区域になることへの理解が得難い。

【浄化槽と下水道の個人負担額の例】

延べ床面積130㎡未満（5人槽）、敷地面積230㎡の例

《新築する場合》

	個人負担 合計 (15年間)	個人負担額		整備時必要経費 123万円			受益者 負担金
		整備時	維持管理費 (15年間)	本体設置 83万円	宅内配管 40万円		
合併浄化槽 (個人型)	約167万円	約90万円	約77万円	補助 33万円	個人 50万円	個人 40万円	不要
下水道	約89万円	約44万円	約45万円	不要		個人 40万円	個人 4万円
合併浄化槽 (市町村型)	約125万円	約53万円	約72万円	不要		個人 40万円	個人 13万円

《単独浄化槽・くみ取り便槽から転換する場合》

	個人負担 合計 (15年間)	個人負担額		整備時必要経費 135万円					受益者 負担金	
		整備時	維持管理費 (15年間)	本体設置 83万円	宅内配管 40万円		既存槽撤去 12万円			
合併浄化槽 (個人型)	約140万円	約63万円	約77万円	補助 33万円	個人 50万円	補助 30万円	個人 10万円	補助 9万円	個人 3万円	不要
下水道	約101万円	約56万円	約45万円	不要		個人 40万円		個人 12万円		個人 4万円
合併浄化槽 (市町村型)	約137万円	約65万円	約72万円	不要		個人 40万円		個人 12万円		個人 13万円

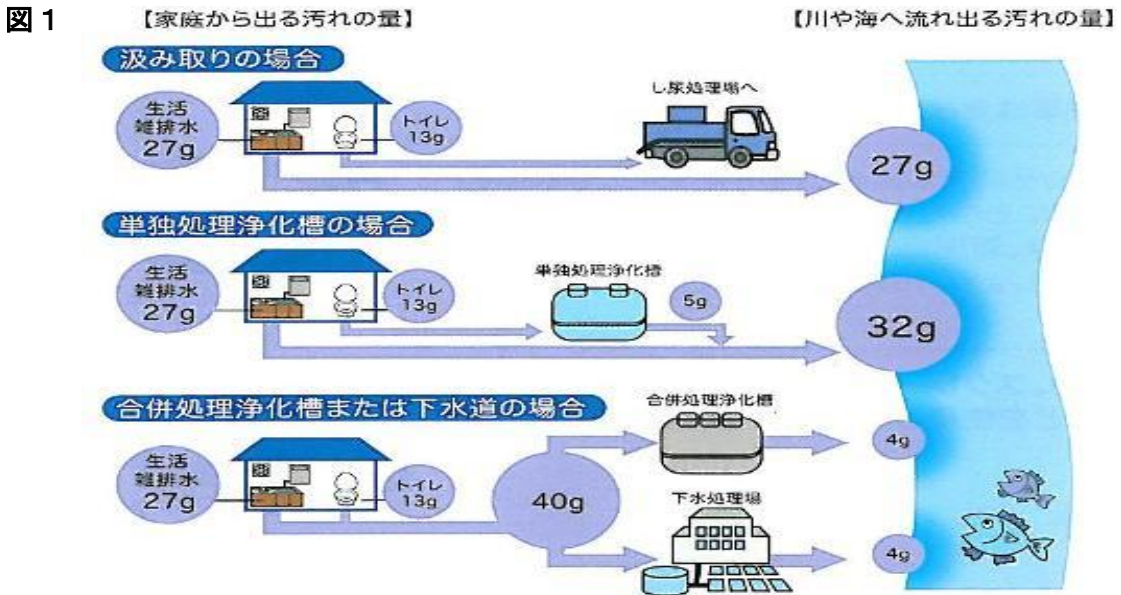
《計算条件》

- * 本体設置費、宅内配管費、既存槽撤去費は国の示す補助基準額等を採用
- * 個人型浄化槽維持管理費（年間）は51,000円で計算
- * 下水道の維持管理費は、下水道36㎡の使用料（2ヶ月）の5,000円で計算
- * 市町村設置型浄化槽の維持管理費は、使用料（2ヶ月）8,000円で計算

4 浄化槽の現状と課題

(1) 合併処理浄化槽の特徴

- し尿と併せて生活雑排水も処理でき、処理能力は下水道と同等である。(図1)
- 利用者が計画に沿って設置ができ、効果がすぐに得られる。
- 災害(地震)に強い。
- 下水道に比べ宅内設備に費用が掛かる。
- 保守点検等のメンテナンス費用が高い。
- 別途に電気代や修繕費が掛かる。

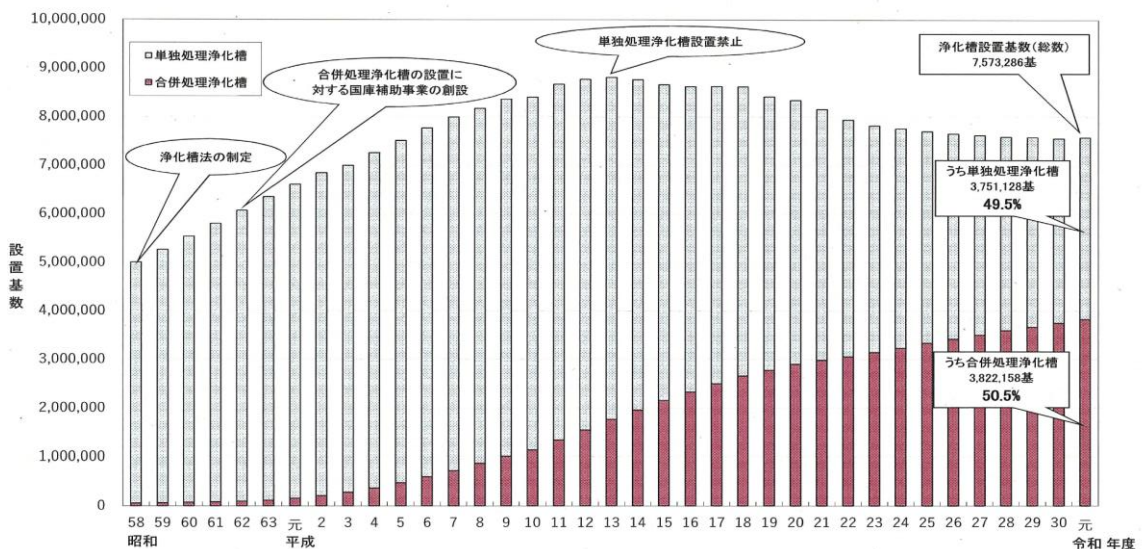


(2) 国の政策動向

ア 合併処理浄化槽設置推進の背景

- ・合併処理浄化槽の設置への補助制度の創設(S62)
- ・浄化槽新設は合併処理浄化槽とし単独処理浄化槽の設置を禁止した(H13)。
- ・汲み取りや単独処理浄化槽の利用者は、全国で未だ約930万人いる。
- ・既存の単独処理浄化槽は約375万基(R1)あり多くが残存している。(図2)
- ・水質改善、防災対策のため老朽化した単独処理浄化槽の転換促進が重要である。

図2 浄化槽の設置基数の推移



イ 浄化槽関連予算（令和元年度予算）

汚水処理未普及人口解消の観点から

単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していく。

- ・単独転換について宅内配管工事費を補助対象に追加（R1）。
- ・汲み取り転換について既存便槽撤去費及び宅内配管工事を補助対象に追加（R3）。
- ・新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新のうち、既存の汚水処理未普及に繋がらない一部については、原則的に対象外（個人設置型）。

ウ 福岡県の取り組み

- ・単独及び汲み取り転換について、既存槽撤去費及び宅内配管工事費への補助制度創設（H29）。

（3）久留米市の個別処理の現状と課題

ア 個別処理の状況（令和3年度末現在）

- ・合併処理浄化槽・・・14,964基
- ・単独処理浄化槽・・・4,152基
- ・し尿汲み取り便槽・・・約6,400世帯

イ 合併処理浄化槽補助制度（詳細は、資料1）

○補助額（5人槽）332,000円／（7人槽）414,000円／（10人槽）548,000円

○合併処理浄化槽転換上乗せ補助

- ・単独及び汲み取り転換について、既存槽撤去費及び宅内配管工事費への補助制度創設（H30）。

（既存槽撤去）上限 90,000円／（宅内配管工事費）上限 300,000円

上乗せ補助利用実績

	H30	R1	R2	R3	R4	合計
単独槽からの転換	0件	0件	0件	0件	0件	0件
汲み取りからの転換	10件	6件	4件	1件	3件	24件

ウ 合併処理浄化槽への転換が進まない理由

- ・環境面の意識が希薄
- ・制度自体を知らない
- ・上乗せ補助はあるが建物内の大工工事等での個人負担の金額が大きい
- ・後継者がいないので新規の設備投資をしない（高齢者世帯）

5 浄化槽補助制度拡充の考え方

国の動向や財政負担等を考慮しながら二つの課題解消のため、補助制度の拡充を図る。

- ① 下水道事業縮小に伴い、下水道区域から浄化槽区域に移行する区域の負担軽減
- ② 既浄化槽区域の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進

合併浄化槽設置整備事業の補助制度

現行制度	
補助対象区域	市内全域（以下の区域は対象外） 下水道事業計画（認可）区域 農業集落排水事業区域（田主丸・北野地区の一部） 浄化槽市町村整備推進事業区域（城島地区の一部）
補助対象浄化槽	5～10人槽
補助金額	5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円（負担割合：国・県・市 1／3）
補助要件	専用住宅等に設置される浄化槽 汚水処理未普及の解消につながる浄化槽 【以下は対象外】 ・販売目的の専用住宅は除く（建売住宅） ・申請者が居住しない家屋に設置する場合 ・賃貸を目的とした家屋に設置する場合 ・下宿、寄宿舍、養護施設に設置する場合 ・合併浄化槽が設置された建物の建替えに伴い設置する場合 ・既設の合併浄化槽を更新する場合 ・市内の下水道又は農業集落排水区域に居住し（共同住宅・借家除く）、その区域の汚水処理手法以外を使用の者が、浄化槽区域に転居して新築する家屋に合併浄化槽を設置する場合（分家を除く） ・市内の浄化槽区域に居住し（共同住宅・借家除く）、合併浄化槽使用の者が、浄化槽区域内の別の場所へ転居して新築する家屋に合併浄化槽を設置する場合（分家を除く） ・その他、市長が汚水処理未普及の解消につながらない浄化槽の設置と判断した場合

転換上乘せ補助制度

現行制度	
補助上限額	①既存単独処理浄化槽の処分に要する費用 90,000円（国・県・市 1／3） ②既存汲み取り便槽の処分に要する費用 90,000円（国・県・市 1／3） 上記①に伴う配管設置工事に要する費用 300,000円（国・県・市 1／3） 上記②に伴う配管設置工事に要する費用 300,000円（国・県・市 1／3）

浄化槽維持管理補助制度

現行制度	
補助要件	浄化槽設置補助を受けた者で、その後適正に維持管理を行った者
補助期間	設置翌年度より5年間（下水道供用開始になった場合は、その年度まで）
補助金額	年間10,000円